

有峰林道を利用される皆様方へ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに
伴い、”大型車”の有峰林道使用料については、料金改定を行います。

小型車、自動二輪車等の使用料の改定はありません。

大型車の使用料金及び回数券料金を、下記のとおり改定します。

なお、料金改定前の回数券については、改定後もそのまま使用することができます。(有効期限は発行年の翌年まで)

記

	現 在		10月1日から	
大型車	4,400円	→	4,500円	通行券
大型車	44,000円	→	45,000円	(回数券11枚綴り)

富山県森林政策課(有峰)
(公社)富山県農林水産公社